

自転車利用についてのお願い

危険な交通違反を繰り返した自転車利用者に講習受講を義務付ける改正道路交通法が平成27年6月1日に施行されています。自転車利用者の皆さんは交通ルールをしっかりと守りましょう。

自転車安全利用5つのルール

1. 自転車は、車道が原則で歩道は例外です。
2. 車道は左側を通行しましょう。
3. 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行しましょう。
4. 安全ルールを守りましょう。
 - 二人乗り、並進はやめましょう。
 - 夜間はライトを点灯しましょう。
 - 交差点では信号を守り、一時停止・安全確認をしましょう。
5. こどもはヘルメットを着用しましょう。

禁止事項（いずれも5万円以下の罰金対象になっています）

- ◆傘を差す、物を持ったまま運転してはいけません。
- ◆運転しながら携帯電話やスマホを手で持って通話したり、メール等をしてはいけません。
- ◆イヤホン等を使用して音楽を聴くなどしながら運転してはいけません。

自転車事故に備えて保険に加入しましょう

兵庫県は平成27年10月1日から、大阪府でも平成28年7月1日から自転車損害賠償保険等の加入が義務付けられています。近年、5千万円を超える自転車での高額加害事故事例が増えています。万に備えて、保険に加入しましょう。

* 警視庁作成のリーフレット「自転車の正しい乗り方」もご覧ください。

リンク先：https://up-edu.com/news/tadashi_jitensha.pdf